

法改正による変更のお知らせ

本書発刊後に判明・確定した法改正につきまして、以下にまとめましたのでご参照ください。

2007年度版 社労士 段階式問題集 チェック&トライ 1500問

頁	行	旧	新
486	NO. 61	平18. 2. 28社告 8	平19. 2. 27社告 3
561	NO. 57	(額はすべて平成18年度価額)	(額はすべて平成19年度価額)
572	NO. 78	平成17年度の保険料改定率は「1」であり、平成18年度以後は、前年度のものに名目賃金変動率を乗じて得た率を基準として改定される。	なお、平成19年度の改定率は、「0.997」とされたため、平成19年度に係る保険料は月額14,100円となる。
614	NO. 67	41,580円から249,480円	42,300円から253,800円
647	NO. 47	(平成18年度価額)	(平成19年度価額)
648	NO. 47	(平成18年度価額)	(平成19年度価額)
750	NO. 10	第1子及び第2子の場合、1人につき月額5,000円、第3子以降は、1人につき月額10,000円である。	出生順位にかかわらず、一律月額10,000円である。